

審査基準

新	旧																				
<p>審査基準</p> <p style="font-size: small;">令和元年12月14日作成</p>	<p>審査基準</p> <p style="font-size: small;">平成14年6月5日作成</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</td></tr> <tr><td>根拠条項：第4条</td></tr> <tr><td>処分の概要：自動車運転代行業の認定</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：高知県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（自動車運転代行業の要件）</td></tr> <tr><td>審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第8号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</td></tr> <tr><td>標準処理期間：45日以内</td></tr> <tr><td>申請先：営業所の所在地を管轄する警察署</td></tr> <tr><td>問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-828-0110）</td></tr> <tr><td>備考：</td></tr> </table>	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	根拠条項：第4条	処分の概要：自動車運転代行業の認定	原権者（委任先）：高知県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（自動車運転代行業の要件）	審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第8号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	標準処理期間：45日以内	申請先：営業所の所在地を管轄する警察署	問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-828-0110）	備考：	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</td></tr> <tr><td>根拠条項：第4条</td></tr> <tr><td>処分の概要：自動車運転代行業の認定</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：高知県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（自動車運転代行業の要件）</td></tr> <tr><td>審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第7号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</td></tr> <tr><td>標準処理期間：50日以内</td></tr> <tr><td>申請先：営業所の所在地を管轄する警察署</td></tr> <tr><td>問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-828-0110）</td></tr> <tr><td>備考：</td></tr> </table>	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	根拠条項：第4条	処分の概要：自動車運転代行業の認定	原権者（委任先）：高知県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（自動車運転代行業の要件）	審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第7号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	標準処理期間：50日以内	申請先：営業所の所在地を管轄する警察署	問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-828-0110）	備考：
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律																					
根拠条項：第4条																					
処分の概要：自動車運転代行業の認定																					
原権者（委任先）：高知県公安委員会																					
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（自動車運転代行業の要件）																					
審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第8号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。																					
標準処理期間：45日以内																					
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署																					
問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-828-0110）																					
備考：																					
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律																					
根拠条項：第4条																					
処分の概要：自動車運転代行業の認定																					
原権者（委任先）：高知県公安委員会																					
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（自動車運転代行業の要件）																					
審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1） 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2） 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 ② 同条第7号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。																					
標準処理期間：50日以内																					
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署																					
問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-828-0110）																					
備考：																					

審査基準

新	旧										
<p>審査基準</p> <p style="font-size: small;">令和元年12月14日作成</p>	<p>審査基準</p> <p style="font-size: small;">平成14年6月5日作成</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</td></tr> <tr><td>根拠条項：第5条第5項</td></tr> <tr><td>処分の概要：認定証の再交付</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：高知県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条（認定証の再交付の申請）</td></tr> </table>	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	根拠条項：第5条第5項	処分の概要：認定証の再交付	原権者（委任先）：高知県公安委員会	法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条（認定証の再交付の申請）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</td></tr> <tr><td>根拠条項：第5条第5項</td></tr> <tr><td>処分の概要：認定証の再交付</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：高知県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第6条（認定証の再交付の申請）</td></tr> </table>	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	根拠条項：第5条第5項	処分の概要：認定証の再交付	原権者（委任先）：高知県公安委員会	法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第6条（認定証の再交付の申請）
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律											
根拠条項：第5条第5項											
処分の概要：認定証の再交付											
原権者（委任先）：高知県公安委員会											
法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条（認定証の再交付の申請）											
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律											
根拠条項：第5条第5項											
処分の概要：認定証の再交付											
原権者（委任先）：高知県公安委員会											
法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第6条（認定証の再交付の申請）											

審査基準：
判断基準は、法令の定めによる。

標準処理期間：14日以内

申請先：営業所の所在地を管轄する警察署

問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-826-0110）

備考：

審査基準：
判断基準は、法令の定めによる。

標準処理期間：14日以内

申請先：営業所の所在地を管轄する警察署

問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-826-0110）

備考：

審査基準

新

審査基準

令和元年12月14日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根拠条項：第8条第3項

処分の概要：認定証の書換え

原権者（委任先）：高知県公安委員会

法令の定め：
国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
第10条（認定証の書換えの申請）

審査基準：
判断基準は、法令の定めによる。

標準処理期間：14日以内

申請先：営業所の所在地を管轄する警察署

問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-826-0110）

備考：

旧

審査基準

平成14年6月5日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根拠条項：第8条第3項

処分の概要：認定証の書換え

原権者（委任先）：高知県公安委員会

法令の定め：
国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
第9条（認定証の書換えの申請）

審査基準：
判断基準は、法令の定めによる。

標準処理期間：14日以内

申請先：営業所の所在地を管轄する警察署

問い合わせ先：警察署、警察本部交通部交通企画課（電話 088-826-0110）

備考：